国民健康保険課

産前産後保険料免除制度について

1 産前産後保険料免除制度

「全世代対応型の持続可能な社会制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月12日に成立、同月19日に公布。<u>施行日は令和</u>6年1月1日。関係法施行令は7月に公布。

これにより、<u>産前産後期間における国民健康保険税を免除</u>し、免除相当額を 国、県及び市において負担することが決まった。

(1) 免除内容

国民健康保険世帯の出産予定または出産した被保険者の所得割額及び均等割額(免除制度に所得制限は設けない。)

(2) 免除期間

例:単胎妊娠の場合(出産予定月の前月から4カ月間免除)



- 多胎妊娠の場合は、出産予定月の3カ月前から6カ月間免除
- ※施行期日前の出産の場合、施行後の該当する期間を免除。1月出産の場合、 施行前の産前の12月は非該当)

2 免除申請

(1) 申請方法

出産予定の世帯の世帯主又は同世帯の被保険者による申請。また、届出がない場合でも市の職権で減額可能となっている。

3 該当被保険者数

年間160件程度

(R4出産育児一時金支給対象者推計 160人) ÷12 = 13.33人

4 周知方法

市広報、ホームページなどを予定。母子手帳発行時や出産一時金申請時に啓発や市内産科医院等にリーフレット配架などを予定。